

平成31年3月27日

富田林市児童福祉審議会委員 様

富田林市こども未来室

### 認可基準適合確認について（報告）

日ごろは、本市児童福祉行政の推進にご支援ご協力を賜り御礼申し上げます。

平成31年3月12日に開催されました、第2回富田林市児童福祉審議会で『資料1 認可基準適合確認書』につきまして、未確認の5項目を委員長に確認していただきました。

確認後、児童福祉審議会からの答申書を拝受いたしましたのでご報告いたします。

なお、答申書につきましては、前回会議終了後に内容確認のため送付させていただいた内容から特に変更はございませんでしたので、(案)を削除し3月25日付けで拝受いたしました。

つきましては、委員長に確認していただいた内容を、下記のとおりご報告いたします。

#### 記

##### 【確認事項】

別紙の『認可基準適合確認書』で適合判定が『△』の5項目について確認していただきました。

1. 乳児室又はほふく室に必要な用具については、現場で撮影した用具の写真で確認していただきました。
2. 保育室又は遊戯室に必要な用具については、現場で撮影した用具の写真で確認していただきました。
3. 保育士の確認については、保育所設置認可申請の履歴書と保育士証で確認していただきました。

なお、認可基準適合確認書の職員配置基準で、『配置基準の対象となる職員数』につきましては、非常勤職員数が5人から2人、常勤換算が3人から1人に変更されています。これは、前回会議で確認していただいた職員名簿に記載の常勤保育士が、『保母資格』から『保育士資格』への切り替えが完了していないことにより、非常勤職員を繰り上げて常勤保育士に変更したことによる職員数の変更となっています。

別紙の『職員名簿』では、施設長と主任保育士を除く10人の常勤保育士と2人の非常勤保育士（常勤換算で保育士1人）で配置基準に必要な11人を確認していただきました。

※参考・・・平成15年以降、法律改正によって保母資格から保育士資格に切り替えをしなければ保育士として認められなくなりました。

4. 嘱託医については、内科医と歯科医の両者を保育所設置認可申請の嘱託医就任承諾書と医師免許証で確認していただきました。
5. その他の看護師については、保育所設置認可申請の履歴書と看護婦免許証で確認していただきました。

以上で、委員長に委任された5項目確認事項の報告といたします。

\*\*\*\*\*

こども未来室 辻野

TEL：0721-25-1000（内線290）

\*\*\*\*\*

認可基準適合確認書（最終）

1 概要

設置主体	社会福祉法人大地福祉会	代表者	上田 和徳						
施設名称	(仮称) 宙保育園	施設所在地	富田林市高辺台二丁目14番24号						
定員 (人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設種別	保育所
	9	15	18	20	20	20	102	開設予定日	平成31年4月1日
開所時間	平日7:00~19:00 / 土曜7:00~19:00							休所日	日曜日、国民の祝日、12/29~1/4
建物構造	木造 2階建		面積	敷地932㎡ 建築367.74㎡ 延床649.67㎡					

2 最低基準（大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例より）

平成31年3月11日現在

項目	内容	確認方法	適合判定																																																																											
第45条 設備の 基準	乳児室又はほふく室（必置）	図面	○																																																																											
	保育室又は遊戯室（必置）		○																																																																											
	屋外遊戯場（必置）		○																																																																											
	医務室（必置）		○																																																																											
	調理室（必置）		○																																																																											
	便所（必置） ■園児用 ■大人用 ■多目的		○																																																																											
	その他（参考） ■調乳室 ■事務室 ■一時保育室 ■駐車場（20台分）		○																																																																											
	乳児室又はほふく室に必要な用具（必置）	写真	△																																																																											
	保育室又は遊戯室に必要な用具（必置）	写真	△																																																																											
	面積基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>面積基準/人</th> <th>必要面積</th> <th>予定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>0~1歳児 1.65㎡</td> <td>39.60㎡</td> <td>41.26㎡</td> <td rowspan="2">どちらかの基準を満たせばよい</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>0~1歳児 3.3㎡</td> <td>79.20㎡</td> <td>51.55㎡</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>2~5歳児 1.98㎡</td> <td>154.44㎡</td> <td>162.62㎡</td> <td rowspan="2">どちらかの基準を満たせばよい</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>2~5歳児 1.98㎡</td> <td>154.44㎡</td> <td>30.79㎡</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td>2~5歳児 3.3㎡</td> <td>257.40㎡</td> <td>215.79㎡</td> <td>代替地可</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場の代替地</td> <td colspan="2">日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保できていること・</td> <td>高辺台2号緑地まで50m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	面積基準/人	必要面積	予定	備考	乳児室	0~1歳児 1.65㎡	39.60㎡	41.26㎡	どちらかの基準を満たせばよい	ほふく室	0~1歳児 3.3㎡	79.20㎡	51.55㎡	保育室	2~5歳児 1.98㎡	154.44㎡	162.62㎡	どちらかの基準を満たせばよい	遊戯室	2~5歳児 1.98㎡	154.44㎡	30.79㎡	屋外遊戯場	2~5歳児 3.3㎡	257.40㎡	215.79㎡	代替地可	屋外遊戯場の代替地	日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保できていること・		高辺台2号緑地まで50m		図面	○																																									
項目	面積基準/人	必要面積	予定	備考																																																																										
乳児室	0~1歳児 1.65㎡	39.60㎡	41.26㎡	どちらかの基準を満たせばよい																																																																										
ほふく室	0~1歳児 3.3㎡	79.20㎡	51.55㎡																																																																											
保育室	2~5歳児 1.98㎡	154.44㎡	162.62㎡	どちらかの基準を満たせばよい																																																																										
遊戯室	2~5歳児 1.98㎡	154.44㎡	30.79㎡																																																																											
屋外遊戯場	2~5歳児 3.3㎡	257.40㎡	215.79㎡	代替地可																																																																										
屋外遊戯場の代替地	日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保できていること・		高辺台2号緑地まで50m																																																																											
2階に保育室等を設ける場合	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 ■準耐火建築物 必要な設備 <table border="1"> <tr> <td>常用 (1つ以上)</td> <td>■屋内階段 ■屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用 (1つ以上)</td> <td><input type="checkbox"/>屋外に耐火構造の傾斜路又は避難用すべり台 <input type="checkbox"/>屋外階段 <input type="checkbox"/>特別避難階段 ■待避上有効なバルコニー（保育室等の1/8以上）</td> </tr> </table> 転落防止設備	常用 (1つ以上)	■屋内階段 ■屋外階段	避難用 (1つ以上)	<input type="checkbox"/> 屋外に耐火構造の傾斜路又は避難用すべり台 <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 特別避難階段 ■待避上有効なバルコニー（保育室等の1/8以上）	図面・ 建築確認	○																																																																							
常用 (1つ以上)	■屋内階段 ■屋外階段																																																																													
避難用 (1つ以上)	<input type="checkbox"/> 屋外に耐火構造の傾斜路又は避難用すべり台 <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 特別避難階段 ■待避上有効なバルコニー（保育室等の1/8以上）																																																																													
第47条 職員	保育士（必置）	保育士証	△																																																																											
	職員配置基準（人）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">○基準上必要な職員数</th> <th colspan="3">○配置基準の対象となる職員数</th> <th>※変更箇所</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>定員</th> <th>配置基準</th> <th colspan="2">常勤職員数①</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>9</td> <td>÷3= 3.0</td> <td colspan="2">10</td> <td></td> <td>&gt; 10</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>15</td> <td>÷5= 3.0</td> <td>非常勤職員数</td> <td>対象職員</td> <td>5</td> <td>&gt; 2</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>18</td> <td>÷6= 3.0</td> <td colspan="2">常勤換算②</td> <td>3</td> <td>&gt; 1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>÷20= 1.0</td> <td colspan="2">① + ②</td> <td>13</td> <td>&gt; 11</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>20</td> <td>÷30= 0.6</td> <td colspan="4">※②は少数以下を四捨五入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>20</td> <td>÷30= 0.6</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園長専任兼任の別</td> <td>専任</td> <td></td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準上必要な職員数</td> <td colspan="2">11</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※年齢別に園児数を配置基準で除して少数第1位まで求め（少数第2切捨て）、各々を合計した後に少数以下を四捨五入	○基準上必要な職員数			○配置基準の対象となる職員数			※変更箇所	年齢	定員	配置基準	常勤職員数①				0歳児	9	÷3= 3.0	10			> 10	1歳児	15	÷5= 3.0	非常勤職員数	対象職員	5	> 2	2歳児	18	÷6= 3.0	常勤換算②		3	> 1	3歳児	20	÷20= 1.0	① + ②		13	> 11	4歳児	20	÷30= 0.6	※②は少数以下を四捨五入					5歳児	20	÷30= 0.6						園長専任兼任の別	専任							基準上必要な職員数	11							職員名簿	○
	○基準上必要な職員数			○配置基準の対象となる職員数			※変更箇所																																																																							
	年齢	定員	配置基準	常勤職員数①																																																																										
	0歳児	9	÷3= 3.0	10			> 10																																																																							
1歳児	15	÷5= 3.0	非常勤職員数	対象職員	5	> 2																																																																								
2歳児	18	÷6= 3.0	常勤換算②		3	> 1																																																																								
3歳児	20	÷20= 1.0	① + ②		13	> 11																																																																								
4歳児	20	÷30= 0.6	※②は少数以下を四捨五入																																																																											
5歳児	20	÷30= 0.6																																																																												
園長専任兼任の別	専任																																																																													
基準上必要な職員数	11																																																																													
嘱託医	■内科医又は小児科医（必置） ■歯科医（原則）	契約書・ 免許証	△																																																																											
調理員（必置）		職員名簿	○																																																																											
その他（参考）	■栄養士 ■看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 保健師	職員名簿	△																																																																											
第15条 食事	提供方法（必須） ■自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入（3歳以上のみ）	職員名簿	○																																																																											

委員長  
確認後  
の適合  
↓↓↓

> ○  
> ○

> ○

> ○

> ○